時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年十二月十五日土曜日
舊曆甲午十一月十九日（辛、卯）
日出午前六時四十五分　日入午後四時二十八分
月出午後七時二十分　月入午前九時十分
滿潮午後六時三十九分　午後七時三分
（西曆一千八百九十四年）
年始より三百四十九日　年末まで十六日

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戾する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通りに申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發遣あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

海員救濟會の補助

我輩は航海業を論ずる毎に海員の養成最も大切なりとて政府の注意を促したるみと屡々なりしが當局者の決心未だ充分ならずして曩に三菱會社の商船學校を變じて官立となし次で一二を增設して纔に一部の要に充てたるのみ其餘は依然として海員救濟會と云へる民間有志の私會に放任し政府も深く介意せず世人も或は知らずして荏苒年所を閲したるは我輩の夙に遺憾とする所なりしに日清開戰以來俄に運送船の必要を增したるが爲め海員の供給も事實の上に於ていよ〳〵焦眉の急を告るみとゝなれり運送の衝に當れる郵船會社にては急遽事に應ぜんが爲め救濟會と相談する所ありしかども有志の寄附金によりて成立したる同會が十餘年の久しき經營辛苦を重ね少額の資金を以て多數の海員を養成したる事其既に多とする所にみそあれば容易に其附托に任ず可くもあらざるより會社と熟議の上百方盡力或は休業せる海員を集め又沿海の人民を新募する等東馳西奔して纔に一時を彌縫し以て軍國の機務に欠くるみとなからしめたるは實に偉大の功と云ふ可きなれども船舶のれひ〳〵增加すると共に會の業務もます〳〵繁多なる可く隨て金を要するみと大ならざるを得ざるのみか海員の募集は陸上に於ける人夫の募集と趣を殊にし其人は多少其道の心得なかる可らざるが故に員數も亦自から多からず殊に危險を冒して戰地に向はしむるみとなれば之に別段の手當を與ふる等も自から必要なれども會の微力なる是れさへ意の如くならずとは其困難察するに餘りある可し萬一海員等が就業を厭はしからずとて退職を申出でたらば如何す可きや假令ひ然らざるも補欠の必要は免る可らざる所なれば是非とも豫備員の設けなかる可らずと雖も現在の入用すら困難を感ずる程なれば補欠豫備の如き迚も行届く可きに非ずして誠に危き事情の下に在りと云ふ軍事上捨置き難き大事にして本來政府が之を一私會の爲す所に任せ漠然傍觀するとは油斷の限りと云はざるを得ず或は之に補助を與へんとするも其名義なかる可しと云々の說もある由なれども運送船の海員は猶は軍隊の下士卒の如し其欠く可らざるは申す迄もなく此回とても幸に救濟會の存するありたればみそ今日の好結果を得たるなれ若しも之れなかりせば當局者は如何して相當の伎倆ある海員を召募し得べきや國家の爲め眞に偶然の僥倖にして而して其會は今や至急の用意に困苦しつゝありと云ふ之をしも補助の名義なしとせば天下何ものか名義あらんや速に軍費の一部を割きて充分の補助を吝まざらんみと我輩の敢て當局者に促す所なり斯る大事を等閑に付して時に或は運送に差支を生じ延いて兵機に關するみとありとても其責任の歸する所は會にあらず世人にあらず一に當局者に存するのみ右は差向きの急要に就て述べたるなれども前途航海業の進步と云ひ且つ非常に備ふるの用意として大に良海員を養成するの大切なるは復た敢て辯を俟たず我輩の所見は之を自然の發達に放任せず宜しく國家の事業として經營す可き筈のものと信ずる所なれども海員救濟會は明治十四年來の經驗を積みて事に詳しく且つ信用も充分なれば此際意を決して一時に何百萬圓を補助し國家の業務を委托するは遙に政府の新計畫に優るあらんを認むる者なり一說に斯の如くにして政府が私會に補助を與ふるの例を開くときは他の諸會も名を國家事業に托して同樣の請求をなし遂に避く可らざるに至らんと云ふ者あり我輩は其事果して請求の理由あるものは是亦敢て斥くる者に非ざれども他事は暫く別論に讓り海員養成の一事は海國の爲め最先最大の要務として絕對的に國家の補助を主張するものなり

官報

○朝鮮事件費外六件支出

一金千三百五十九圓十四錢　朝鮮事件費
一金三萬五千圓　電信料
一金三萬七千九百九圓八十三錢四厘　救助費
一金二萬千百二十三圓七十二錢七厘　囚徒食料費
一金一萬三千四百九十圓廿四錢二厘　在監人諸費
一金四千三百三十三圓二十錢一厘　災害地出張旅費
一金二千四百十八圓二十三錢五厘　刑事被告人及犯罪人護送旅費

朝鮮事件ノ爲メ警察官大本營所在地及朝鮮國ヘ派出ニ付之カ增費ヲ要セシト電信往復ノ頻繁ナルカ爲メ外務本省並在外公館電信料ニ不足ヲ生セシト其他五件ニ於テ豫算超過及豫算外支出ヲ要シ外務大臣及內務大臣ヨリ請求有之處本年度豫備金拂切ニ付國庫剩餘金ヨリ支出ノ儀勅裁ヲ經タリ

明治二十七年十二月十四日　大藏大臣　渡邊國武

○千住製絨所作業費支出

一金二十三萬八千三百二十圓　千住製絨所作業費

明治二十七年度千住製絨所作業費ニ於テ軍隊給與ノ絨類製造ニ支出增加ヲ要シ本行ノ金額該特別會計ノ歲入ヲ以テ豫算超過支出ノ儀陸軍大臣ヨリ請求有之本月十二日勅裁ヲ經タリ

明治二十七年十二月十四日　大藏大臣　渡邊國武

雜報

○三井組對大藏大臣事件の判決（昨日の續き）

同第六點は甲第一號證第六條に付き原院は殊に礦山事業は其測量設計に從ひ發堀し了りて其目的を全ふするみと能はざる等の事實は往々にして見聞する所」と說明せられたり然るに本訴の要旨は勝立坑內出水の爲め設計通り發堀し能はず之を採堀せんには豫算外に排水費用を要すと云ふに在り而して堀鑿の末豫期の炭量出でざるも炭價下落の爲め豫想の利益揚らざるも堀鑿困難にして豫算外の費用を要するも皆同種の事情に外ならず然れば第六條に關する原院の解釋に從ふも尙は本件の場合は其規定に制せらるべき譯合なるに原院が之を例外視したるは理由と斷定と撞着するなりと云ふにあり同第七點は勝立坑が出水の爲め堀鑿停止の狀況を呈したるも相當の工事を施せば原狀に回るべきとは被上告人自身が復舊事業費及び得べき利益を請求するに因て明認する事實なり然るに原院が同坑は水坑と爲り復た修むべからずとて廢滅したるものと說明せられたるは民事訴訟法第二百三十一條に背て不當に事實を確定したるものなりと云ふにあり同第八點は當事者間に成立せる賣買の目的物は三池礦山の營業權にして堀鑿の通路に外ならざる何坑何坑にも非ず亦全山自身にも非ず故に上告人は原院に於て假に勝立坑の水害除くべからずとするも目的物の滅失と謂ふべからざる旨を論辯したり然るに原院が此點に付き何等の說明を與へずして賣買の目的物の一部滅失したりと斷せられたるは肝要なる理由の欠缺あるのみならず亦法律に違背したる判定なりと云ふにあり同第九點は礦山の營業權は其全山に對するものにして各別の坑道に屬するに非ず坑道は稼行人が隨意に開設若くは閉塞し得るものにして其變更は營業權に何等の影響を及ぼさず故に三池礦山の營業權は明治二十二年七月中尙は上告人に在りしと假定するも山內の或る坑道の變形に因て毫も增長若くは毀損せらるゝものに非ず隨て正當に移轉せられ得べき筋合なり然るに原院が勝立坑の水害に因り之に屬する營業權は移轉し得られざるものと斷せられたるは法律の不當に適用せられたるなりと云ふにあり同第十點は第七第八第九點に述べたる次第なるにも拘はらず原院が賣買の目的物滅失の場合に關する法律を本件に適用せられたるは法律の誤用なりと云ふにあり同第十一點は被上告人は勝立坑水害後に於て三池礦山の營業權及び附屬物件の賣買に關する權利義務を佐々木八郎

より讓受けたるけ
は甲第十二號證に
自認せり而して要
故に或る特種の承
ものなり被上告人
の所有者甲が丙の
を乙に讓り渡した
毀に原因する損害
るべからず然るに
斷定せられたるけ
當事者間の賣買は
物の現況を標準と
準に適合せざるべ
三條に依り引渡の
現況の變更せざる
第三條の引渡は賣
否らずとせば上告
況を十五年前のゝ
ざる筋合なれども
甲第一號證第五條
はするものゝ代價
旨を謂て標準通り
間双方の關係を
付したるに非ざる
なりとし上告人に
しめられたるは
害なりとして賠
示すと同時に損
にして請求者の
求者が損害なり
は假令權利の毀損
して被上告人が損
代價の過拂に在り
（坑內の水を汲取
なり乃ち損失の
適合せざるのみ
ても自己の損害
院が損害の費目
此費目は果して
維持するものな
ち賣買の目的物
りや否やを斷定
と云ふにあり
依て原判文を閱
一段に於ては三
は明治二十一年
に於ては買主被
年迄十五箇年間
上告人は代金の
きみと其間は貸
目的物を引渡し
二段に於ては目
は明治二十二年
を看認め第三段
因る損害は民法
負擔せざる可ら
るものなりとす
實に對する第三
即ち正當の法理
り先づ本件契約
に屬す可きもの
個の合意を以て
ひ即ち契約者の
務の契約なりし
は最初契約を取
一方の義務の原
も其契約一旦成
したる以上其義
共にす可きもの
各自各別に法律
して原裁判所が
通り賣主上告人
にあらずや又上